

平成29年度

立川市立第七小学校  
いじめ防止基本方針

いじめを見て見ぬふりせず、  
声を上げられる学校づくり

# 立川市立第七小学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

校長 上村 一美

## I 基本方針策定の意義

学校は、いじめ問題を克服し、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目指している。平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、東京都いじめ防止対策推進条例（都条例）及び立川市子どものいじめ防止条例（市条例）が定められた。これに伴い、立川市教育委員会が策定した「立川市いじめ防止基本方針」に基づき、「立川市立第七小学校 いじめ防止基本方針」を以下のとおりに策定する。

## II いじめの定義

### (1) いじめとは

「いじめ」とは、子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。

（「立川市いじめ防止基本方針」より）

### (2) いじめの基本認識

- ①いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの社会にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
- ④いじめる児童には、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識をもたせる。
- ⑤いじめられている児童は、徹底して守り通し、いじめによって被る不利益がないようにする。
- ⑥いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ⑦いじめは、その行為によっては、暴行、恐喝、強要等の刑事事件として扱われる。
- ⑧いじめは、教師が人としての手本を示し、きちんと指導していくことが問われている。
- ⑨いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

## III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、児童のいじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の4つの態様があり、いじめを観衆及び傍観することも行ってはならない行為である。

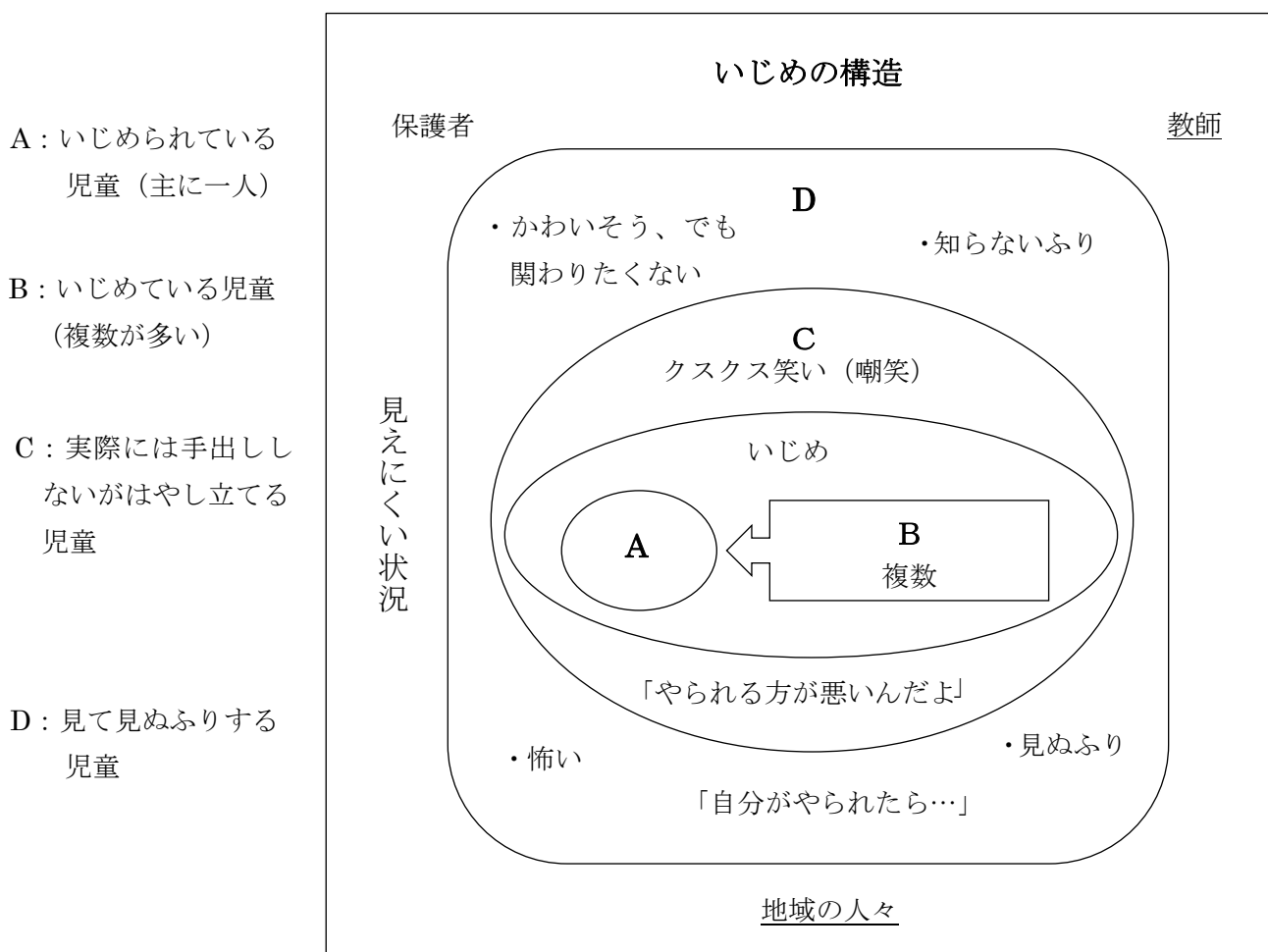
## 【具体的ないじめの態様】

(平成26年2月 東京都教育委員会「いじめ防止教育プログラム」より)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## 【いじめの構造】

いじめは、いじめを行う児童といじめを受ける児童の対立構造のように見えることがあるが、実際には、これらを取り巻く「観衆」や「傍観者」という立場の児童が存在していることがある。



〈いじめは基本的人権の侵害〉

#### IV いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関する問題であり、第七小学校でも起こるという認識の下、第七小学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

また、保護者、地域住民も学校と連携していじめの防止に取り組むことが重要である。

とりわけ、日常的に児童の声をしっかりと受け止め、早期発見・早期対応を基本として、立川市、第七小学校、保護者、地域住民及び事業者等、地域社会全体で協力して取り組むことが必要である。

##### 1 学校の役割

###### (1) いじめに関する児童の理解を深める

児童がいじめについて深く考え理解するために、道徳の時間、学級活動、児童会活動による主体的な取組を通して、児童に「いじめは絶対に許されない」ことを自覚させ、行動するように促す。

###### (2) いじめから児童を守る

いじめに関する情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、いじめられた児童を組織的に守っていく。

###### (3) いじめ防止に向けた児童の行動を支える

いじめに関する情報を教員や保護者等に伝えた児童など、いじめ防止に向けて勇気をもって行動した児童を守るとともに、児童会活動における児童の主体的な取組を支援する。

###### (4) 教職員が一丸となって取り組む

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るために、教職員にいじめを察知し、的確に指導できる力を身に付けさせるとともに、組織的な取組を迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。

##### 2 家庭の役割

###### (1) 家庭でいじめを正しく認識する

保護者は、児童がいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、児童にいじめは許されない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。

###### (2) 家庭と学校はパートナーである

児童の健やかな成長を図る上で、学校と家庭の連携が重要である。学校と家庭の連絡、相談を密にし、協力していじめ防止等に取り組むことが大切である。

##### 3 地域社会の役割

###### (1) 社会全体で児童を見守る

児童をいじめから守るためには、立川市、第七小学校、保護者、地域住民及び事業者が連携し、地域社会全体で児童を見守り、いじめを許さない、見逃さない社会を作ることが大切である。

###### (2) いじめを発見したら、迷わず通報する

保護者、地域住民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、第七小学校、立川市又は関係機関等に速やかに連絡、相談するなど、学校等が行ういじめ防止等の取組に協力するよう努める。

## V 学校における取組

### 1 立川市第七小学校 いじめ防止基本方針の策定（平成26年9月1日策定・施行）

市条例第9条2項の規定により「立川市立第七小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2 組織等の設置

#### (1) いじめ防止等に係る校内組織

第七小学校は、平成28年4月1日に「立川市立第七小学校 いじめ対策委員会」を設置する。この委員会の構成員は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、難聴言語通級指導学級（ことばの教室）主任、特別支援教室（七小キラリ）主任、当該学級担任、スクールカウンセラー、特別支援教室専門員、学校支援員及び校長・副校長が指名した者とする。

必要に応じて、PTA会長、PTA学級代表、学校評議員、民生児童委員等を招集することもある。

#### (2) 重大事態が発生した場合の校内組織

重大事態が発生した場合には、第七小学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織を設置する。調査組織の構成員は、校長を責任者とし、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、通級指導学級主任、立川市教育委員会指導主事及び教育相談員、その他市又は校長が指名した者とする。

### 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

第七小学校は、立川市と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じて行くこととする。

#### (1) 未然防止

児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成し、いじめに向かわせないための指導を行う。

- ・ 道徳の時間を要とした教育活動全体で行う道徳教育（生命尊重、規範意識、思いやりを重点）や人権教育を充実させる。
- ・ 学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動を通して、人との関わりを大事にし、規律正しく、主体的に学校生活を送る集団づくりを行う。
- ・ 校内研修等を通して、教員の人権感覚や児童理解・指導力の向上を図る。
- ・ 教育活動全体を通して、児童が主体的に考え、適切に判断し、行動できる力を培う。
- ・ 児童及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。

（ふれあい〔いじめ防止強化〕月間への取組、学校朝会における校長講話、学校だより等による啓発活動）

- ・ 「いじめ防止教育プログラム」を活用して「いじめを見て見ぬふりをしない」ための授業を実施する。

- ・家庭訪問や個人面談、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携・協力体制を築く。

## (2) 早期発見

教職員、児童、保護者がそれぞれの立場でいじめを見逃さない環境及び体制を構築する。

- ・ふれあい（いじめ防止強化）月間、いじめ解消・暴力根絶旬間におけるアンケート調査、定期的な「生活意識調査」を実施し、早期の段階のいじめも見逃さないようにする。
- ・児童及び保護者が、いじめの実態を伝えやすい体制を整備する。
- ・保健室の利用やスクールカウンセラー、特別支援教育専門員及び学校支援員の活用、いじめ電話相談窓口の周知等、児童が安心して相談できる環境を整備する。
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有を徹底する。（毎週月曜日の生活指導関連夕会、経営支援部会（管理職、事務、用務、給食）、校内委員会（スクールカウンセラー、巡回指導相談員を含めて））
- ・児童館、学童クラブ、放課後子ども教室「菊っ子」等との連携を密にする。

## (3) 早期対応

いじめ（疑いを含む）を発見した場合は、先入観にとらわれず、迅速且つ的確な対応を組織的に行う。

- ・特定の教職員が一人で抱えることなく、すぐに管理職や主幹教諭または生活指導主任に知らせる。
- ・いじめられた児童及びいじめを知らせた児童の安全確保の徹底を図り、安心して学校生活を送れるような環境を確保する。
- ・いじめた児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で適切な指導を行う。
- ・いじめの観衆やはやしたてた児童に対しては、いじめが自分の問題として捉えられるように指導する。
- ・いじめの指導に当たっては、保護者と連携するとともに、保護者への支援・助言を適切に行い、再発防止に努める。
- ・いじめの対応に当たっては、必要に応じて関係機関等との相談・連携を図るとともに、スクールカウンセラーと連携して対応する。また、心理や福祉等の専門的知識を有する者の派遣が必要な場合は、市と連携して適切に対応する。
- ・いじめを受けた児童及びいじめを行った児童並びに当該児童の家庭に対して、専門的な知識を有する者を活用し、必要な支援、指導、助言、その他いじめ防止等のための対策を講ずる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合は、警察への相談を行う。
- ・いじめ問題対策委員会は、いじめの解決が確実に図られたかどうかを確認し、解決が図られるまで委員会を開催する。
- ・いじめを行った児童に対して、学校が指導を行ったにもかかわらずいじめを繰り返すような場合は、出席停止制度等の適切な活用を行う。
- ・いじめ問題対策委員会がいじめと判断した事例については、必ず立川市教育委員会へ報告する。
- ・学校いじめ対策委員会を核として、対応方針の策定及び役割分担の明確化する。

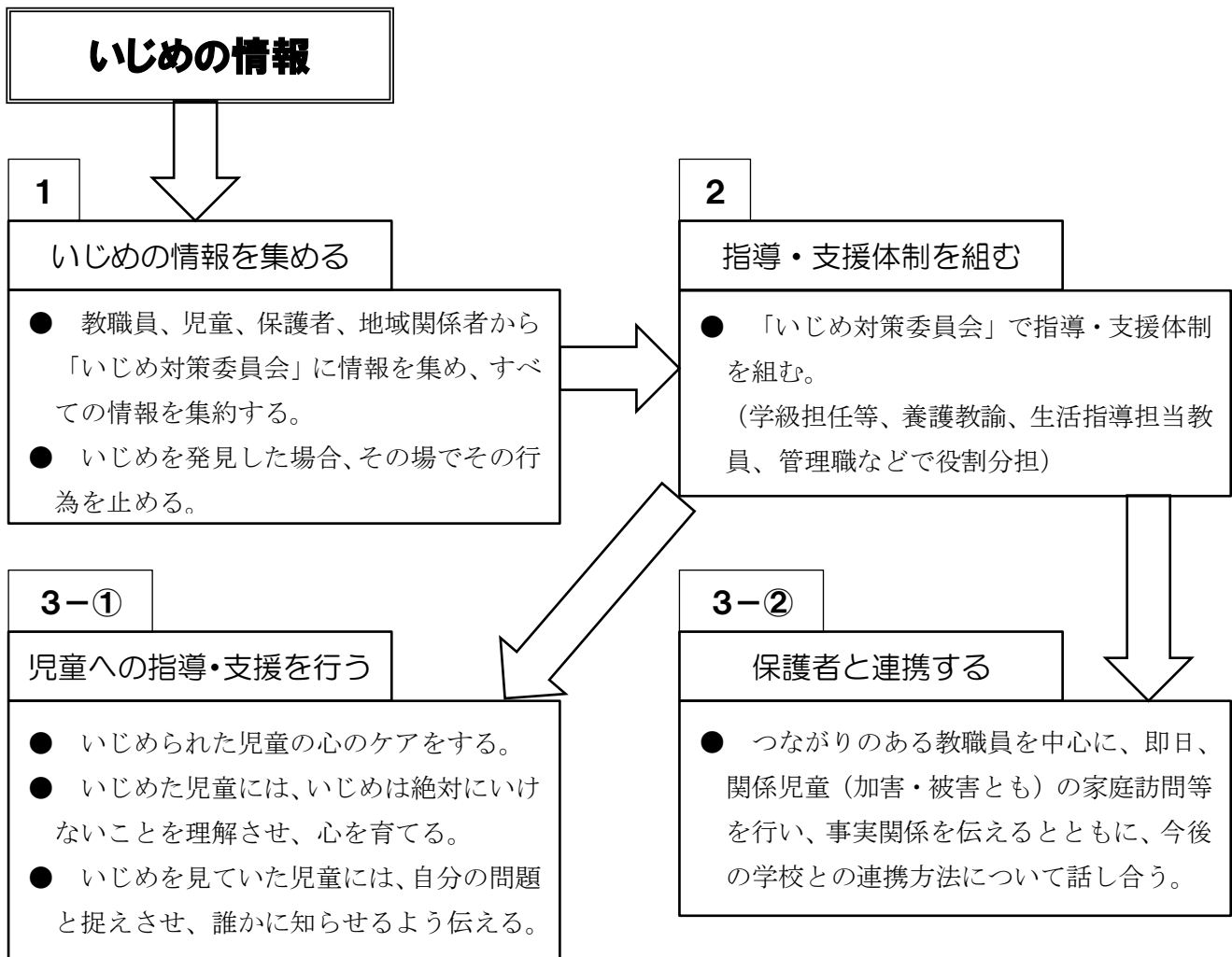
- ・保護者、PTA、地域等との連携を密にする。

#### (4) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、いじめられた児童の安全確保を第一とし、市と連携して当該事案の解決に向けた対応を、迅速かつ的確に行う。

- ・いじめられた児童の安全確保を確実に行うとともに、安心して学校生活を送れるような環境を確保する。
- ・校長を責任者とする調査組織を置き、立川市及び関係機関と連携して当該事案の調査及び対応方針を策定し、迅速かつ的確に対応する。
- ・重大事態への対応に当たっては、立川市及び関係機関との相談・連携を図るとともに、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門的知識を有する者と連携して、当該事案の解決に総力を挙げて取り組む。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合は、警察等との相談を行う。
- ・市条例第10条に規定する立川市いじめ防止対策審議会が行う重大事態に係る調査に協力する。
- ・重大事態に係る再調査を行う必要がある場合は、市条例第11条に規定する立川市いじめ問題調査委員会が行う調査に協力する。

### 【いじめ発見から解決までの流れ】



## VI その他

いじめ問題への対応に当たっては、市条例16条の規定により、いじめに関する通報及び相談、いじめへの対応等に関連した立川市、第七小学校、保護者、地域住民及び事業者等の関係者は守秘義務を負い、当該事案について知り得た個人情報の保護及び取り扱いに万全を期さなければならない。

※ 平成26年9月1日 策定・施行

※ 平成28年4月1日 一部改定

※ 平成29年4月1日 一部改定